



平成 26 年 4 月から消費税率が 8% へ引き上げられたことに伴う、低所得者及び子育て世帯への負担の影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

※ 6 月下旬に対象者へ申請書類を送付いたしますので、ご確認ください。

**○ 臨時福祉給付金**

**支給対象者**

次の要件の全てに該当する方に対して支給します。

- ・平成 26 年 1 月 1 日時点において、下田市に住民登録がされていること。
- ・平成 26 年度分市民税の均等割が課税されていないこと。

※ ただし、ご本人が課税されていない場合でも、ご自身を扶養する方が課税されて

いる場合対象外となります。生活保護制度の被保護者等でないこと。

**支給額 (対象者 1 人につき)**

10,000 円

※ 支給対象者の中で次に該当する方は、5,000 円が加算されます。

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者
- ・児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者

※ 複数該当しても 5,000 円 のみの加算となります。

**○ 子育て世帯臨時特例給付金**

**支給対象者**

次の要件の全てに該当する方に対して支給します。

- ・平成 26 年 1 月 1 日時点において、下田市に住民登録がされていること。
- ・原則、平成 26 年 1 月分の児童手当・特例給付を受給していること。
- ・平成 26 年度 (平成 25 年中) の所得が児童手当の所得制限額に満たないこと。
- ・臨時福祉給付金の対象者でないこと。
- ・生活保護制度の被保護者でないこと。

**支給額**

対象児童 1 人につき 10,000 円

※ 公務員の方は申請書等が勤務先から交付されます。

**○ 申請に必要なもの**

- ・申請書
- ・印鑑
- ・本人確認書類 (住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し)
- ・指定した口座が確認できる書類 (金融機関名、口座番号、口座名義人 (カナ) がわかる通帳やキャッシュカードの写し)

※ 公務員で子育て臨時特例給付金の対象者のみ児童手当 (特例給付) 受給状況証明書 (勤務先から交付されます) が必要です。

**申請期間**

7 月 1 日 (火) ~ 10 月 1 日 (水)

**申請・問合せ先**

福祉事務所社会福祉係

(窓口⑥) ☎ 22216



下田市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する基本

的事項を審議する機関として設置する環境審議会の委員を募集します。

**任期**

平成 26 年 8 月 1 日 ~

**応募資格**

市内在住の 20 歳以上で、平日の昼間に開催予定の会議に参加できる方 (会議は年 2、3 回程度開催予定)

**募集人員**

4 人以内

**応募方法**

環境対策課に応募票を用意してありますので、必要事項を記入し、提出してください (応募票は市ホームページでもダウンロード可)。

**応募期限**

7 月 22 日 (火)

**環境審議会の活動**

市長の諮問に対して、①環境基本計画②公害防止③ごみの減量化④その他環境の保全等に関する事について調査審議します。

**その他**

応募票を選考材料としますが、応募状況や応募票の内容等により、面接等を実施する場合があります。結果は応募者全員に通知します。また、委員には市の規定による報酬をお支払いします。

**問合せ先**

環境対策課環境保全係

☎ 22213

年に一度の健康チェック

**特定健診**

40歳~74歳

コークンくん

ミー~ポちゃん

**特定健診・後期高齢者健診**

各地区の集会場等で実施中です。

年に一度の健康チェックでずっと健やかライフを過ごしませんか？

問合せ先 市民保健課健康づくり係

☎ 22217